

# 一人で悩まないで！

モデルにスカウト  
されて事務所に  
行ったけど、  
この書類、サイン  
してもいいのかな...

契約書が難しく  
何が書いてあるの  
か分からないよー

AVに出演する  
だなんて契約  
内容と違う...

契約書に署名  
してしまった！  
出演しないと  
いけないの？

AVに出演しな  
いなら違約金を  
払ってもらおうと  
言われた・・・

## AVへの出演強要で困ったら

**まずは相談を！**  
匿名でも相談できます

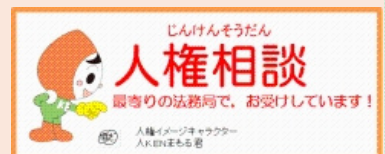
- AVへの出演を強要されることや同意なく性的な画像をインターネット上で拡散されることは、性別問わず人権侵害です。自分が被害にあうかも知れないと思ったら、迷わずここに相談を。( 通話料がかかります。)

### みんなの人権110番(法務局)

様々な人権問題に関する相談を受け付けています(相談無料)。

0570-003-110 (最寄の法務局・地方法務局につながります。)

【平日】午前8時30分～午後5時15分



### 女性の人権ホットライン(法務局)

女性の人権問題に関する相談窓口(相談無料)。女性の人権についての相談はこちらにどうぞ。

0570-070-810 (最寄の法務局・地方法務局につながります。)

【平日】午前8時30分～午後5時15分

- ◆ 契約を取り消したい、違約金を求められたが払わないといけないのか、など法的なトラブルについては法テラスにお問い合わせください。

### 日本司法支援センター(法テラス)

様々な法的トラブルの解決に役立つ適切な法制度や相談窓口を無料で紹介します。

0570-078374 (IP電話からは: 03-6745-5600)

【平日】午前9時～午後9時 【土曜日】午前9時～午後5時 メールによるお問合せは法テラスホームページで24時間受付中。



- ✓ 納得・理解できない契約書に署名してはいけません。少しでも悩んだら、一人でその場で契約書に署名してはいけません。
- ✓ AVへの出演を強要されても、出演してはいけません。仮に、納得・理解せずに契約をしてしまった時には、違約金の支払を求められても、それを拒否する手段は色々あります。

このチラシは、法務省HPでも見られます。

